

福岡県公報

平成19年6月27日
第2695号

目次

告示(第1260号—第1274号)

特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 3
産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
道路の供用の開始	(道路維持課) 4
保安林の所在場所等	(治山課) 4
解除に係る保安林の所在場所等	(治山課) 5
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 5
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の名称等	(建築指導課) 5
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 6
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 6
公告		
落札者等の公示	(税務課) 6
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(畜産課) 7

選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (地方課) 7

県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数 (地方課) 7

県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (地方課) 7

告示

福岡県告示第1260号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人自立生活センターぶるーむ
- (2) 代表者の氏名
田中 雄平
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区堅町二丁目1番5号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者が地域の中で「自己決定」に基づいた自分らしい生活や人生を実現していくため、障がい当事者の経験や意見を活用して、権利擁護、自立を支援する事業及び社会参画にあたって障壁のない環境をつくるための活動等を行い、すべての人々が共に支え合い安心して暮らしていける成熟した福祉社会づくりに

寄与することを目的とする。

福岡県告示第1261号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人地球環境保護センター

(2) 代表者の氏名

山本 哲也

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市筑穂元吉712番地13

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の清掃活動におけるネットワークを作り、オゾン層の破壊、炭酸ガス増大等による地域の温暖化並びに酸性雨、各種の排気ガスによる大気汚染などの公（鉦）害や産業廃棄物問題を広く啓発することで地球の環境保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1262号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人たすけ愛京築

(2) 代表者の氏名

阿部 登志彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市下稗田1368番地の28

(4) 定款に記載された目的

本会は、光、愛、命の共同体社会を願うを基本とし、受け手にも担い手にもなる会員制の組織で、自己研修とサポート活動を通じて、あなたがあなたらしく、わたしがわたらしく暮らせるこころ豊かな新しい町づくりに寄与し、活力ある長寿社会の建設に協力することを目的とする。

福岡県告示第1263号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ドリームふくおか

(2) 代表者の氏名

西出 節子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市南区井尻2丁目3番30号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、障害者(児)及び高齢者に対して、福祉作業所の運営や介護保険法に基づく訪問介護、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に基づく居宅介護事業を行うとともに、介護教室や相談会を通じて、地域の人々との相互理解を促し健康で安心して暮らせるまちづくりと障害者(児)福祉、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、障害者(児)及び高齢者に対して、福祉作業所の運営、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の受託や介護保険法に基づく訪問介護及び介護予防訪問介護、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行うとともに、介護教室や相談会を通じて、地域の人々との相互理解を促し健康で安心して暮らせるまちづくりと障害者(児)福祉、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1264号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県マンション管理組合連合会

(2) 代表者の氏名

石川 靖治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区吉野町13番1-107号

(4) 定款に記載された目的

本会は、マンションの管理運営に携わる者をはじめとする市民に対して、マンションの適正かつ合理的な管理運営のための指導、相談及び支援等に関する事業を行い、建物の適切な修繕・保全に務めるとともに、都市のスラム化の防止を図ることにより、まちづくりを推進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1265号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人人権ネットいいづか

(2) 代表者の氏名

松本 建一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市新飯塚24番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、部落解放・人権確立をめざす様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1266号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年福岡県条例第20号)第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての

環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社クリーンセンターあさくら
朝倉市頓田50番地の1
取締役 原 伸次
- 2 施設の種類及び処理能力
木くずの破碎施設
一日当たり 20.24トン
- 3 設置場所
朝倉市堤字大岩172番4
- 4 指定地域
朝倉市堤及び柿原の一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 5 閲覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県朝倉保健福祉環境事務所
- 6 閲覧の期間
平成19年6月27日から同年7月27日まで

福岡県告示第1267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	下 山 田 碓 井 線	前	嘉麻市西ノ郷506番1先から 同市西ノ郷109番2先まで	13.5 ～ 21.3	51.0
			後	同 上	12.7 ～ 32.5	

福岡県告示第1268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年6月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	322号	嘉麻市千手1512番6先から 同市千手1592番7先まで
飯 塚	下 山 田 碓 井 線	嘉麻市西ノ郷506番1先から 同市西ノ郷109番2先まで

福岡県告示第1269号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字椎原字フクノタケ378の8・378の9・378の12・378の14・378の15（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字荒谷380の4、380の15・380の16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1270号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

福岡市西区生の松原1188の46・1244の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営郷東地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成19年6月27日から 平成19年7月26日まで	福津市役所

福岡県告示第1272号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定による指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の名称等を次のように公示する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	指定構造計画適合性判定機関の名称	指定構造計画適合性判定機関の住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務の開始日
2	財団法人日本建築センター	東京都千代田区外神田6丁目1番8号	・本部 東京都千代田区外神田6丁目1番8号 ・大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町1丁目7番15号	平成19年6月20日
3	財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号	大阪府大阪市中央区谷町2丁目3番12号	平成19年6月20日

福岡県告示第1273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営天和地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成19年6月27日から 平成19年7月26日まで	豊前市役所

福岡県告示第1274号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人九州医療システム研究機構
 - (2) 代表者の氏名
杉町 圭蔵
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区天神5丁目7番3号福岡天神北ビル6階
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、一般市民が安心して健康に生活できる社会システムを実現するため、医療・福祉・介護における一般市民及び独居高齢者等のための生活安全セキュリ

ティ・医療安全対策・緊急時の情報通信や輸送手段などの総括的なシステムを構築する調査研究を行い、一般市民と医療従事者との医療情報に関する認識の隔たりを埋めるための啓発普及を行うとともに、大学病院をはじめとする医療機関などの協力を得て、医療技術や医療施設の情報公開のための相談会や講演会および研修会の開催に関する事業などを行うことにより、安心できる健やかな社会の実現に寄与することを目的とする。

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
 - (1) 新税務システム用機器等の保守業務委託
 - (2) 新税務電算処理システム運用管理等委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
 - 1 - (1) 日本電気株式会社九州支社
 - 1 - (2) 株式会社B C C
 - (2) 住所
 - 1 - (1) 福岡市博多区御供所町1番1号
 - 1 - (2) 福岡市中央区六本松2丁目12番19号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 - (1) 35,865,900円

1 - (2) 49,665,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

福岡県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成19年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成19年6月15日から同年7月17日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県農政部畜産課に備え置きます。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成19年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年6月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

81,743

福岡県選挙管理委員会告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成19年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年6月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

747,854

福岡県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成19年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年6月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,716
北九州市小倉北区	49,816
北九州市小倉南区	57,839
北九州市若松区	23,941
北九州市八幡東区	21,024
北九州市八幡西区	69,771
北九州市戸畑区	17,398
福岡市東区	71,535

福岡市博多区	51,537
福岡市中央区	45,317
福岡市南区	65,660
福岡市城南区	32,813
福岡市早良区	55,359
福岡市西区	48,237
大牟田市・三池郡	40,433
久留米市	62,975
直方市	16,276
飯塚市	21,650
田川市	14,342
柳川市	10,898
甘木市	11,375
八女市	10,369
筑後市	12,762
大川市	10,883
行橋市	19,291
中間市	13,191
小郡市・三井郡	24,208
筑紫野市	26,032
春日市・筑紫郡	40,532
大野城市	24,409
宗像市	25,284
太宰府市	18,334
前原市・糸島郡	26,643
古賀市	15,031
糟屋郡	54,671
宗像郡	15,568

遠賀郡	26,844
鞍手郡	16,406
嘉穂郡・山田市	31,813
朝倉郡	13,598
浮羽郡	14,705
三潁郡	11,905
八女郡	14,861
山門郡	17,336
田川郡	25,260
京都郡	15,543
築上郡・豊前市	17,998